

# 事故の際に必要なさまざまな費用に備えるために



## 失火見舞費用特約

類焼損害・見舞費用特約と同時にセットできません。

## 類焼損害・見舞費用特約

失火見舞費用特約と同時にセットできません。

火災、破裂または爆発の事故で、隣家に損害が生じた場合に支払った見舞金の費用等を補償します。

### 保険金をお支払いする主な場合

#### 失火見舞費用保険金 (失火見舞費用特約、類焼損害・見舞費用特約)

保険の対象としている建物または保険の対象としている家財もしくはこれを収容する建物から発生した火災、破裂または爆発の事故により第三者の所有物に損害が生じた場合に、支出した見舞金等の費用の額を失火見舞費用保険金としてお支払いします。ただし、1被災世帯あたり30万円を限度とし、1回の事故につき、損害保険金の30%を限度とします。

#### 類焼損害保険金 (類焼損害・見舞費用特約のみ)

保険の対象としている建物もしくはこれに収容される家財または保険の対象としている家財から発生した火災、破裂または爆発の事故により近隣の類焼補償対象物(建物および建物に収容される動産)に損害が生じた場合に、損害の額(修理費等)から他の保険契約(類焼先で契約している火災保険等)から支払われる保険金の額を差し引いた額を類焼損害保険金として類焼先にお支払いします。ただし、類焼損害保険金としてお支払いする額は、同一保険年度を通じ、最大で1億円とします。

(例) 自宅より出火、  
近隣に延焼させて  
しまった。



(例) 消火活動により、  
隣室や階下の戸室および  
その収容家財を水浸しに  
してしまった。



#### 類焼補償対象物に含まれない主なもの

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
- 1個または1組について30万円を超える貴金属等
- 商品、原料、材料、見本品、展示品、受託品等

### 保険金をお支払いしない主な場合

#### <失火見舞費用保険金>

- 第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分から発生した火災、破裂または爆発による場合
- 煙損害または臭気付着の損害
- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害
- 被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害 等

#### <類焼損害保険金>

- 保険契約者、被保険者の故意による損害または類焼先の方もしくは保険金を受け取るべき方の故意もしくは重大な過失等による損害 等
- 煙損害または臭気付着の損害 等

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。